

令和4年（2022年）6月2日

保護者 様

城陽市教育委員会
教育長 北澤 義之
城陽市立古川小学校
校長 小川 泰彦

学校生活における児童等のマスクの着用について

平素は本市の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省及び文部科学省より、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを受け、学校生活における児童生徒のマスクの着用に関して改めて基本的な考え方についての通知がありました。内容的には、これまでの対応が大きく変更されるものではなく、夏季を迎えるにあたり熱中症の恐れが高まることからマスクの適切な取り扱いについて留意点が示されたものです。本市においては感染者数は下げ止まりの様相を呈しており、小中学校においても高い水準で推移しております。引き続き感染拡大防止に努めながら、教育活動を進めていく必要があります。

つきましては、市内小中学校における児童生徒等のマスクの着用を、下記のとおりといたします。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

記

<基本的な考え方>

- 1 城陽市内の小中学生における感染状況を考慮し、感染拡大防止の観点から、学校教育活動（登下校を含む）においては、健康上の理由で着用できない等の場合を除き原則としてマスクを着用します。
- 2 十分な身体的距離（2m以上）が確保できる場合や会話をしないこと、また、気温・湿度・暑さ指数（WBGT）が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するおそれのある時は、マスクを外します。

<場面毎の具体的対応>

- 1 登校時
集団登校であり、身体的距離の確保と会話をしないことの徹底が困難であることから、従来通り、特段の事情がない限り、原則としてマスクを着用します。
- 2 下校時
複数で下校することから、原則としてマスクを着用します。ただし、会話をしないことに加え、十分な身体的距離（2m以上）が確保できる場合や、気温・湿度・暑さ指数（WBGT）が高い日など、熱中症などの健康被害が発生する恐れのある時はマスクを外すよう指導します。
- 3 学習中
 - （1）屋内では十分な身体的距離（2m以上）の確保が難しいため、常時マスクを着用します。
 - （2）体育の授業においては、十分な身体的距離を確保した上でマスクを外して活動します。
ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用します。
- 4 給食
配膳時は当番を含む全員がマスクを着用し、喫食時は同一の方向を向いて、黙食します。
- 5 その他
 - （1）息苦しさを感じた時などには、一時的にマスクを外すなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。
 - （2）教職員は児童のマスク着用に関して、児童の体調等をよく観察し、柔軟かつ適正に対応します。